

令和8年度 一般廃棄物処理計画

下北地域広域行政事務組合
廃棄物施設課

令和8年度下北地域広域行政事務組合一般廃棄物（し尿・浄化槽等汚泥）処理計画

1. し尿等の排出量及び処理量の見込

		下北地域広域行政事務組合全体	共同処理構成市町村								
			むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	野辺地町	横浜町	六ヶ所村	
行政区域面積 (km ²)		1,876.76	864.20	52.09	295.32	69.46	135.05	81.68	126.38	252.58	
人口	行政区域人口 (人)	88,305	50,371	4,551	5,385	1,483	1,555	11,523	3,931	9,506	
	処理計画区域人口(下水道処理人口を除く) (人)	64,341	38,979	1,812	4,742	1,483	495	11,523	3,931	1,376	
	非水洗化人口	し尿収集 (人)	10,400	6,135	195	275	65	21	1,367	2,055	287
		自家処理 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計 (人)	10,400	6,135	195	275	65	21	1,367	2,055	287
	水洗化人口	浄化槽等処理 (人)	53,941	32,844	1,617	4,467	1,418	474	10,156	1,876	1,089
		単独浄化槽 (人)	22,930	18,092	1,157	1,236	856	25	1,407	80	77
		合併浄化槽 (人)	27,054	14,606	460	723	562	94	8,749	1,555	305
		農業集落排水処理施設 (人)	948	0	0	0	0	0	0	241	707
		漁業集落排水処理施設 (人)	3,009	146	0	2,508	0	355	0	0	0
		コミュニティプラント処理 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計 (人)	53,941	32,844	1,617	4,467	1,418	474	10,156	1,876	1,089		
下水道処理人口 (人)	23,964	11,392	2,739	643	0	1,060	0	0	8,130		
処理(排出)量	浄化槽等汚泥 (kg/日)	143.82	88.92	7.13	5.58	2.10	1.76	25.07	3.69	9.57	
	し尿 (kg/日)	43.04	21.98	2.59	3.26	1.16	1.62	4.25	1.63	6.55	
	合計 (kg/日)	186.86	110.90	9.72	8.84	3.26	3.38	29.32	5.32	16.12	
一人一日当りの処理(排出)量	浄化槽等汚泥 (ℓ/人・日)	3.35	2.71	4.41	1.25	1.48	3.71	2.47	1.97	8.79	
	し尿 (ℓ/人・日)	18.80	3.58	13.28	11.85	17.85	77.14	3.11	0.79	22.82	
	平均 (ℓ/人・日)	11.08	3.15	8.85	6.55	9.67	40.43	2.79	1.38	15.81	
処理主体	収集・運搬	浄化槽等汚泥	許可業者	許可業者							
		し尿	許可業者	許可業者							
	中間処理 (むつ衛生センター)	浄化槽等汚泥	委託業者	委託業者							
		し尿	委託業者	委託業者							
	最終処分	中間処理後の助燃剤	管理委託会社	管理委託会社							

* 行政区画人口(処理区域人口)は、令和8年3月1日現在の住民基本台帳記載人口である。

2. 排出量の抑制のための方策

下北地域広域行政事務組合管内市町村では浄化槽の普及が進み、それと相俟って公共下水道が整備されつつあり、公共下水道処理区域人口の拡大によるし尿等の処理量の増加によって、し尿処理施設による処理量が減少していくものとする。

3. 一般廃棄物（し尿等）の種類及び区分

し尿処理施設において処理される一般廃棄物の種類及び区分は次のとおりである。

種 類	区 分
し 尿	一般便槽のし尿
浄 化 槽 汚 泥	単独及び合併浄化槽の汚泥
	農業・漁業集落排水処理施設の汚泥
	コミュニティプラント施設の汚泥

4. し尿等の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

① し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、業務を行う区域を各市町村単位として指定し、2年の期間において許可（更新）し、地域内の収集業務に従事させる。各地域に許可配置した業者は次のとおりである。

業 務 区 域	業 者 名	収 集 車 両		許 可 業 種	
むつ市のむつ地区 及び東通村	谷川環境衛生開発 株式会社	33. 70 kℓ	7 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
	下北環境保全 株式会社	32. 40 kℓ	7 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
むつ市川内町地区	有限会社 川内清掃社	7. 10 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
むつ市大畑町地区	有限会社 環境衛生下北開発	24. 40 kℓ	5 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
むつ市脇野沢地区	株式会社 環境社	2. 60 kℓ	1 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
大 間 町	有限会社 大間運輸	10. 55 kℓ	3 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
風 間 浦 村	有限会社 風間浦清掃	6. 00 kℓ	1 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
佐 井 村	有限会社 佐井清掃	3. 30 kℓ	1 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
野 辺 地 町	有限会社 古沢清掃社	6. 48 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
	有限会社 野辺地衛生社	6. 50 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
横 浜 町	株式会社横浜衛生社	7. 40 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
六 ヶ 所 村	高田プラント 株式会社	7. 10 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
	トーヨー工業 株式会社	6. 30 kℓ	2 台	し尿収集運搬業	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
	有限会社 かねと	1. 80 kℓ	1 台	し尿収集運搬業	—
	総合技研 株式会社	3. 70 kℓ	1 台	—	浄化槽清掃業・浄化槽汚泥収集運搬業
合 計	15 社	159. 33 kℓ	39 台	14 社	14 社

- ② 浄化槽清掃業務は、浄化槽法第35条の規定に基づき業務を行う区域を定め、2年の期間において許可（更新）し、地域内の業務に従事させる。
- ③ 収集・運搬業者によって収集されたし尿及び浄化槽等汚泥は、むつ衛生センターに搬入される。
- ④ 遠隔地域において収集され、直接むつ衛生センターに搬入が困難な地域のし尿等は各地域に設置された中継貯留槽に一時貯留された後、専用の運搬車両に積み替えてむつ衛生センターに搬入される。各地域に設置した中継貯留槽は、次のとおりである。

中継貯留槽（法施行令第3条第1号へ及び法施行規則第1条の4の規定に基づく一般廃棄物積み替え施設）の名称、要領及び設置場所等

名 称	容 量	投 入 対 象 市 町 村	設 置 場 所
野辺地地区中継貯留槽	160 kℓ (60 kℓ + 100 kℓ)	野辺地町	上北郡野辺地町大字有戸字鳥井平65の1
北通地区中継貯留槽	160 kℓ (60 kℓ + 100 kℓ)	大間町・風間浦村・佐井村	下北郡大間町大字大間字大間平47番地内
東通村北地区中継貯留槽	100 kℓ	東通村の北地区 (入口)	下北郡東通村大字野牛字稲崎平8番地の3の内
東通村南地区中継貯留槽	120 kℓ (60 kℓ + 60 kℓ)	東通村の南地区 (小田野沢)	下北郡東通村大字砂子又字八森1番地5の内
西通地区中継貯留槽	100 kℓ	むつ市の川内町地区 及び脇野沢地区	むつ市川内町蛸崎半右エ門沢12番地

- ⑤ 搬入されたし尿及び浄化槽等汚泥は、むつ衛生センターにおいて適正に処理される。

5. 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

むつ衛生センターは、最新の処理技術を用い環境負荷の低減が図られる施設として、し尿・浄化槽等汚泥を安定的・衛生的に処理し、自然環境、特に処理水の放流先がホタテ養殖を中心に漁業が盛んな陸奥湾で、外海との流れが少ない閉鎖性水域であることから放流水（処理水）の水質は、国の規制に上乗せした基準を目標に設定し、漁業協同組合及び周辺地域住民の理解の基に平成19年4月1日完成しました。

6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画は、むつ市・下北郡の町村及び上北郡の野辺地町・横浜町・六ヶ所村の3町村による共同処理事業であり、浄化槽及び下水道の普及など各地域の状況を把握しつつ、し尿の処理を行っていく。

令和 8 年度 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物（ごみ関係）処理計画

下北地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）の令和 8 年度における一般廃棄物処理計画を次のとおりとする。

本計画は、一般廃棄物を共同処理するむつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村（以下「関係 5 市町村」という。）から排出される一般廃棄物の処理計画を定めるものであり、本計画において組合は、一般廃棄物等処理施設である「クリーンセンターしもきた」（以下「クリーンセンター」という。）を運用し、搬入された一般廃棄物の処理を行い、関係 5 市町村は、定められた搬入条件によりクリーンセンターまで搬入する責務を負うものである。

1 処理計画の対象範囲等

(1) 計 画 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
(2) 処 理 区 域 面 積	1, 4 1 6. 1 2 km ²
(3) 処 理 計 画 人 口	6 3, 3 4 5 人
(4) 処 理 計 画 世 帯	3 4, 6 7 9 世帯

※ 処理計画人口は、令和 8 年 3 月 1 日現在の下北地域住民登録人口である。

2-1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（単位：t）

市 町 村 名	可 燃 ご み	不 燃・粗 大 ご み	資 源 ご み	合 計
む つ 市	1 5, 2 5 2	1, 3 9 3	6 5 3	1 7, 2 9 8
大 間 町	1, 6 0 7	1 5 4	1 7 0	1, 9 3 1
東 通 村	1, 5 1 0	2 1 0	6 0	1, 7 8 0
風 間 浦 村	4 6 9	4 4	5 6	5 6 9
佐 井 村	4 2 5	3 2	5 2	5 0 9
合 計	1 9, 2 6 3	1, 8 3 3	9 9 1	2 2, 0 8 7

2-2 むつ衛生センターから受入処理を行っている助燃剤及び脱水し渣の受入量の見込み

（単位：t）

品 目	受 入 量
脱 水 し 渣	1 1 0
助 燃 剤	1, 4 8 4
合 計	1, 5 9 4

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

組合は、関係5市町村と連携し、下北地域一般廃棄物処理基本計画等に則り、一般廃棄物の排出を抑制するための方策を講ずるものとする。

特に、住民から排出される一般廃棄物を直接収集、運搬する関係5市町村は一体となって以下の方策を講ずるものとする。

(1) 資源ごみの分別回収によるリサイクルの推進を図る。

(2) 一般廃棄物を多く排出したものが応分の負担をする「受益者負担の原則」に則り、原則として排出者は有料ごみ袋を使用する。

このことにより、各家庭から排出されるごみの減量化につながるものである。

なお、有料ごみ袋は各市町村で対応し、見やすい位置に市町村章及び市町村名を入れることとし、ごみ種毎の袋の色は以下のように統一する。

① 可燃用ごみ袋 ～ 乳白色に青字（大、小）

② 不燃用ごみ袋 ～ 透明に赤字（大、小）

③ 資源用ごみ袋 ～ 透明に緑字（大、小）

（資源ごみ排出において、資源用ごみ袋の使用については、市町村毎の排出方法による。）

4 廃棄物処理手数料徴収事務に関する事項

従前、市町村ごとに行っていた廃棄物処理手数料徴収について、住民負担の公平性を図るために料金を統一し、併せて窓口を一元化することで円滑に業務を遂行するため、平成26年度から組合が自己（直接）搬入に係る料金徴収事務を行うこととなった。

平成29年4月1日からごみ処理手数料が変わりました。

区 分	現行の手数料
	平成29年4月1日から
家庭から持ち込まれるごみ	<u>10kgまでごとに50円</u>
事業所等から持ち込まれるごみ	<u>10kgまでごとに100円</u>

※ 上記手数料は、消費税抜きの金額で、消費税が別途加算されます。ただし、消費税を加算した金額の10円未満は切り捨てとします。

※ 事業所とは、工場、商店、飲食店、学校、病院等あらゆる事業活動を行っている場所となります。（産業廃棄物の持ち込みはできない）

5 分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに搬入のための方策

(1) 分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分

関係5市町村は、一般廃棄物の収集、運搬効率及び再資源率向上のため、一体となって次のように分別して収集するものとする。

① 可燃ごみ

② 不燃ごみ

③ 粗大ごみ

④ 資源ごみ

- ・ 容器包装リサイクル法に定められて、その再商品化が可能であるとした物（7分別）
- ・ 紙類（ダンボール、雑誌は2区分、新聞、チラシ、紙バック、雑紙の6分別）

※ 一部の市町村では、布類（木綿）及び鉄類も分別回収。

(2) 搬入のための方策

関係5市町村は、収集した一般廃棄物を以下により搬入する。

- ① 可燃・不燃ごみについては原則として、市町村指定のごみ袋又はコンテナを使用して搬入するものとする。
- ② 粗大ごみについては、むつ市・東通村・風間浦村は粗大ごみ処理券、他の町村は委託車両若しくはごみ搬入確認証での搬入とする。基本的に、指定ごみ袋に入らない物は粗大ごみとして搬入するものとする。
- ③ 有害ごみについては、むつ市は定められた日に、他の町村はそれぞれの保管場所において、一定量まとまった時点で搬入するものとする。
- ④ 資源ごみについては、指定ごみ袋の使用、非使用があるが、搬入の際には市町村のごみとして明確に区分できるようにして搬入するものとする。
(特にダンボール、紙類、雑誌等の指定ごみ袋の使用は市町村毎の排出方法とするが、搬入の際には市町村のごみとして明確に区分できるようにして搬入するものとする。)
- ⑤ クリーンセンターにおける処理効率向上のため、ごみ種毎に分別された状態で個別の車両で搬入することを原則とする。
- ⑥ 不法投棄ごみ及び処理困難物については、搬入時にごみ搬入確認証を提出し、市町村ごとの搬入数量を記録する。

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

◎ 組合は、クリーンセンター長期包括運営事業契約を締結した株式会社川崎技研に施設の維持管理と関係5市町村から搬入された一般廃棄物の適正処理を委託する。

目的達成のため、組合は、株式会社川崎技研に必要な土地・建物の使用を許可する。

◎ クリーンセンターの概要及び一般廃棄物の処理については次によるものとし、株式会社川崎技研は本計画に基づき、組合から課せられた業務を履行するものとする。

(1) 中間処理

① 処理施設の概要

施設名称 クリーンセンターしもきた

所在地 むつ市大字奥内字今泉75番地

1) ごみ焼却施設

処理方式 全連続ストーカ方式

処理能力 86 t / 24 h (43 t / 24 h × 2 炉)

2) リサイクルプラザ

処理能力 14 t / 5 h

② 処理施設の運転

株式会社川崎技研は、組合の指示に基づき、搬入物の質、量など条件変化に対応し適切な運転管理を行う。

(2) 資源化処理

- ① 容器包装リサイクル法に基づくもの（無色びん、茶色びん、その他びん、ペットボトル、白色トレイ、アルミ缶、スチール缶）と、ダンボール、雑誌（2区分）、新聞、チラシ、紙パック、雑紙の13品目を、クリーンセンター内のストックヤードに分別・保管する。
- ② アルミ缶とスチール缶については、圧縮成形する。
- ③ ペットボトルについては、ペットボトル圧縮梱包設備により圧縮成形する。
- ④ ダンボールについては、搬入された物をストックヤードに保管する。

(3) 副生成物・資源化物の処理方策

① 不燃粗大資源化物

(単位：t)

品名	発生見込量	最終処分の方策
金属類	319	資源回収業者へ引渡し
非鉄金属	73	資源回収業者へ引渡し

② 資源ごみ資源化物

(単位：t)

品名	発生見込量	最終処分の方策
紙類（新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）	634	新聞・チラシはむつ衛生センターで脱水助材として再利用 他は資源回収業者へ引渡し
スチール缶	37	圧縮成形し資源回収業者へ引渡し
アルミ缶	59	圧縮成形し資源回収業者へ引渡し
びん類	320	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡し
ペットボトル	113	圧縮成形し公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡し
白色トレイ	2.5	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡し